

令和2年度第3回契約監視委員会議事概要

| | | |
|--------|-------|--|
| 委員名：委員 | 野元 学二 | (レックスウェル法律特許事務所 弁護士) |
| 委員 | 辻 純一郎 | (J&T 治験塾 塾長、公益財団法人昭和大学医学・医療振興財団評議員、EPS ホールディングス(株)社外監査役) |
| 委員 | 加藤 暢一 | (加藤公認会計士事務所 公認会計士 国立大学法人東北大学経済学研究科会計大学院 教授) |
| 委員 | 石井 康彦 | (国立研究開発法人理化学研究所 監事) |
| 委員 | 松尾 康博 | (国立研究開発法人理化学研究所 監事) |

説明者等：

| | | |
|-------|-----------------|------------------|
| 横浜事業所 | 研究支援部契約課 | 相原課長、田浦副主幹、早瀬副主幹 |
| 神戸事業所 | 研究支援部経理課 | 川西課長、関田主査、永橋主査、 |
| 播磨事業所 | 研究支援部契約課 | 大塚課長 |
| 契約業務部 | 契約第1課 | 木村課長 |
| | 契約第2課 | 中村課長、工藤副主幹 |
| 外部資金室 | 駒井調査役、貝原主査、津村室員 | |

事務局 監事・監査室 村上室長 日紫喜室員

議事概要：

1. 会議開催について

今委員会は、新型コロナウイルス感染症 (covid-19) 対策への必要性にかんがみ、通常開催は困難であることから、第1回開催時と同様にメールによる書面のやり取りをもって会議開催に代えることとした。スケジュールは以下のとおりとした。

令和3年2月19日 令和2年度第2、第3四半期契約点検リスト配布

同 3月4日 個別点検契約案件選定

同 3月16日～3月31日 個別点検契約案件についての質疑応答

同 3月31日 講評

2. 令和2年度第2、第3四半期締結の契約点検 (リスト点検)

令和2年度第2、第3四半期に締結した契約1,463件についてリスト点検を行った。

3. 令和2年度第2、第3四半期締結の契約点検 (個別点検)

令和2年度第2、第3四半期に締結した契約から委員が選定した、本部 (契約業務部、外部資金室) 及び3事業所の計6案件 (一般競争契約2件 (物品1、役務1)、競争性のない随意契約4件 (役務3、工事1)) について契約内容の個別点検を行った。

以下概要

(1) コンソーシアム案件 (外部資金室案件) について

「コンソーシアム構成員」に関する検討をテーマの一つとして取り上げ、契約内容の点検を行った。各契約担当には契約上の注意点等についても説明を求めた。コンソーシアム案件では、理研が代表機関と

して委託元と委託契約を締結し、理研と「コンソーシアム構成員」との間では協定書を取り交わし、また、複数年契約ではあるが変更契約という形で毎年度契約を締結する方法をとっていた。知財の取り扱いや委託金額の妥当性確保に対しても所要の取り組みが見られた。

(2) 賃貸借案件について

随意契約にて賃借をする必要性が認められ、賃借価格も公表資料が存在しない中で要求元と協力連携の上、交渉を重ねた結果として十分な合理性が見られた。

(3) 工事案件について

賃借中の建物内の空調設備更新工事であり、賃貸借契約上の規定により賃貸人指定業者との間で随意契約を締結したもので、競争性のない随契の必要性は一応認められた。一方で、賃貸借契約締結時に、賃貸人による業者指定の合理性について賃貸人から説明を得るなどの方策は、今後検討していく必要がある。また、当該案件のように、契約上の理由で随契となる場合には、とりわけ価格の合理性についての説明責任を十分に果たす必要がある。

(4) 役務案件について

仕様書の精査を行い必要事項に留めている点、契約相手先が十分な履行期間を確保出来るように履行期限を定めている点、参加可能業者を会社概要から探している点など、一者応札改善に向けた取り組みが見られるが、技術的に対応可能な業者があまりないことが想定されていたことからすると、公告期間をより長く設定する、参加可能業者の情報をより広く求める等の競争性を確保するための更なる取り組みが求められる。また、落札率の高さは、一者応札であり業者見積をもとに予定価格を算定していることによるものと思われたが、特に金額が高額であることからすると、予定価格算定における金額の妥当性について説明責任の観点から、要求元と協力連携して更に精査するなどの方策も検討する必要がある。

4. 報告事項

横浜事業所より、市場化テスト案件についての報告を受けた。2020年4月1日に契約した「実験動物飼育管理業務」は、官民競争入札（いわゆる市場化テスト）のプロセスで契約を行ったため、2年契約の1年が経過したタイミングで実施状況を報告する必要があり、その報告書を法人独自の委員会に報告した上で提出することになっているため、契約監視委員会に報告したものである。

5. 次回委員会の開催について

次回の令和3年度第1回委員会は、諸般の状況をかながみつつ、日程の調整を行うこととした。

以上